特別金利定期預金「彩り」

(2026 年 7 月 1 日現在)

1. 商品名と概要	・特別金利定期預金「彩り」 中国ろうきん友の会（賛助会員を除く）または会員となっている職域退職者会へ加入している 60 歳以上の個人の方を対象に、上乗せ金利※でご利用いただく定期預金です。 ※ 上乗せ金利は見直す場合がございます。
2. ご利用いただける方	・個人のお客さま
3. 期間	・3 年または 5 年 ＊自動継続（元金継続または元利金継続）のスーパー定期預金。
4. お預け入れ方法	
(1) お預け入れ方法	・一括してお預け入れいただきます。
(2) お預け入れ金額	・300 万円以上 1,000 万円未満
(3) お預け入れ単位	・1 円単位
5. 払い戻し方法	・満期日以後に一括して払い戻しいたします。
6. 利息	
(1) 適用金利	・お預け入れ時もしくは自動継続時のスーパー定期預金の店頭表示の利率に所定の金利を満期日まで上乗せします。
(2) 利払い方法	・満期日以後に一括して利払いいたします。
(3) 計算方法	付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする日割計算を行います。
7. 税金	・個人のお客さま･･･20.315%の源泉分離課税（国税 15.315%・地方税 5%） ＊ 復興特別所得税が付加されることにより、2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの 25 年間、20.315%の源泉分離課税（国税 15.315%、地方税 5%）となります。 ＊ マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）がご利用できます。なお、マル優ご利用の場合は非課税となります。
8. 手数料	―――――
9. 付加できる特約条項	・総合口座による当座貸越がご利用いただけます。 (貸越利率は、担保定期預金の約定利率に 0.50%を上乗せした利率)
10. 満期日前解約（中途解約）の取り扱い	満期日前に解約（中途解約）する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切り捨て）により 6 か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻しいたします。 【預入期間 3 年もの】

中途解約日までの預入期間	中途解約利率
1 年未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×20%のいずれか低い利率
1 年以上 1 年 6 か月未満	約定利率×40%
1 年 6 か月以上 2 年未満	約定利率×50%
2 年以上 3 年未満	約定利率×70%

<table>
<tr><td></td><td>【預入期間5年もの】
<table>
<tr><th>中途解約日までの預入期間</th><th>中途解約利率</th></tr>
<tr><td>1年6か月未満</td><td>中途解約日における普通預金の利率または約定利率×10%のいずれか低い利率</td></tr>
<tr><td>1年6か月以上3年未満</td><td>約定利率×20%</td></tr>
<tr><td>3年以上4年未満</td><td>約定利率×40%</td></tr>
<tr><td>4年以上5年未満</td><td>約定利率×70%</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>11. 一部解約のお取扱い</td><td></td></tr>
<tr><td>12. 預金保険制度</td><td>・この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内（1預金者あたり当金庫での全額保護の預金商品以外の預金総額のうち、元本 1,000 万円までとその利息）で保護されます。</td></tr>
<tr><td>13. 金利情報の入手方法</td><td>・店頭備え付けの金利ボードまたは当金庫ホームページをご覧いただくか、窓口にお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>14. 苦情処理措置（ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ）</td><td>・ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。
【窓口：中国労働金庫 お客さま相談窓口】0120-86-3760
受付時間　平日　　午前9時～午後6時
（土日祝日・振替休日・12月31日～1月3日は休業）
なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。
ホームページアドレス　https://www.chugoku.rokin.or.jp/</td></tr>
<tr><td>15. 紛争解決措置（第三者機関に問題解決を相談したい場合）</td><td>・東京弁護士会紛争解決センター（電話:03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話:03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話:03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、ろうきん相談所にお問い合わせください。
また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。
なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。
詳しくは東京三弁護士会、ろうきん相談所にお問い合わせください。
【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】0120-177-288
受付時間　平日　午前9時～午後5時</td></tr>
<tr><td>16. その他参考となる事項</td><td>・別に定める公的年金の受給者で当金庫に受取口座を指定されている方、または、年金裁定請求書・支払機関変更届を提出された方を対象としますので、受入れの際は年金証書等を提示していただきます。詳しくは窓口等にお問い合わせください。
・ご利用はお一人様につき１店舗の取扱いに限らせていただきます。</td></tr>
</table>

中国労働金庫